

あいなかま法律事務所報酬基準細則

2019年4月10日制定

第1条 定義

1 弁護士費用

法律相談料，着手金，報酬金，手数料，出廷費，出張費，時間制報酬その他報酬。

2 法律相談料

依頼者に対して行う法律相談の対価。

3 着手金

受任時に受けるべき委任事務処理の対価。

4 報酬金

事件終了時に受けるべき委任事務処理の対価。

5 手数料

原則として1回程度の手続又は委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価。

6 出廷費

弁護士が，委任事務処理のため出廷の必要がある場合に，出廷のために事務所所在地を離れて裁判所へ移動することによってその事件等のために拘束されること（委任事務処理自体による拘束を除く）の対価。

7 出張費

弁護士が，出廷のための裁判所への移動を除き，委任事務処理のために事務所所在地を離れて事務所以外の場所へ移動することによってその事件等のために拘束されること（委任事務処理自体による拘束を除く）の対価。

8 時間制報酬

1 時間あたりの金額を定めて支払われる委任事務処理の対価。

9 顧問料

継続的な法律相談及び助言業務の対価。

10 その他の報酬

上記2ないし9に定めるもの以外の委任事務処理の対価。

11 実費等

委任契約で合意する事件等の処理に必要な費用で、お客様が負担するもの。

12 企業

法人、法人格なき社団、財団、法人格なき財団、組合及び個人事業主。

13 獲得金額

相手方等から支払われた金額。

14 経済的利益

お客様が得ることが認められた利益。

第2条 経済的利益の算定基準

1 算定可能な場合の算定基準

経済的利益の額は、この報酬基準に定めのない限り、次のとおり算定する。

(1) 金銭債権

債権総額（利息及び遅延損害金を含む）とする。

(2) 将来の債権

ア 債権総額から中間利息を控除した額とする。

イ 中間利息控除計算にはライプニッツ係数を用います。

(3) 継続的給付債権

2年分の給付額とする。

(4) 賃料増減額請求事件

増減額分の7年分の額とする。

(5) 所有権

建物所有権を除き、対象たる物の時価相当額とする。

(6) 占有権・地上権・永小作権・賃借権及び使用借権

建物に関する権利を除き、対象たる物の時価の2分の1の額とする。ただし、権利の時価が対象物の時価を超えるときは、権利の時価相当額とする。

(7) 建物についての権利

ア 所有権

建物の時価相当額に敷地の時価の3分の1の額を加算した額とする。

イ 占有権・賃借権及び使用借権に関する事件

上記「(6)」にその敷地の時価の3分の1の額を加算した額とする。

(8) 地役権

承役地の時価の2分の1の額とする。

(9) 担保権

被担保債権総額とする。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額とする。

(10) 不動産についての地上権・永小作権・地役権・賃借権及び担保権等の登記手続請求事件

「(5)」, 「(6)」, 「(8)」及び「(9)」に準じた額とする。

(11) 詐害行為取消請求事件

取消請求債権額とする。ただし、取り消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額とする。

(12) 共有物分割請求事件

対象となる持分の時価の3分の1の額とする。ただし、分割の対象とな

る財産の範囲又は持分に争いがある部分については、対象となる財産の範囲又は持分の額とする。

(13) 遺産分割請求事件

対象となる相続分の時価相当額とする。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は相続分についての争いのない部分については、相続分の時価の3分の1の額とする。

(14) 遺留分減殺請求事件

対象となる遺留分の時価相当額とする。

(15) 金銭債権についての民事執行事件

請求債権額とする。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、執行対象物件の時価相当額（担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を斟酌した時価相当額）とする。

(16) 時価の算定方法

時価は、以下の順序に従って算出された金額とする。

ア 土地の時価

(ア) 依頼者と当法人の間で合意した金額。

(イ) 裁判所の鑑定により算出された金額。

(ウ) 依頼者又はその事件の相手方により鑑定がなされている場合にはその鑑定により算出された金額。ただし、その鑑定が複数ある場合には、その平均額。

(エ) 路線価地域においては、路線価が定められている場合においては、路線価に8分の10を乗じ、路線価が定められていない場合には固定資産評価額の7分の10を乗じた金額。

(オ) 非路線価地域においては、固定資産評価額に評価倍率を乗じ、さらに8分の10を乗じた金額。

イ 建物の時価

(ア) 依頼者と当法人との間で合意した金額。

(イ) 裁判所の鑑定により算出された金額。

(ウ) 依頼者又はその事件の相手方により鑑定がなされている場合にはその鑑定により算出された金額。ただし、その鑑定が複数ある場合には、その平均額。

(エ) 固定資産評価額。

ウ 時価の算定基準時

上記ア(エ)(オ)及びイ(エ)の場合における時価の算定基準時は、原則として受任時とする。

2 算定不能な場合の算定基準

依頼者と当法人との間の協議によって決定する。ただし、原則として金1600万円を基準とし、事件等の難易・軽重及び依頼者の受ける利益等を考慮して増減額することができることとする。

第3条 弁護士費用の算定

1 原則として、弁護士費用は1件ごとに定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲及び第1審をもって1件とする。

2 同一弁護士が引き続き上訴審を受任した場合であっても、弁護士費用は、審級ごとに算定する。

第3条 受任後の弁護士費用の増額

事件等が特に重大若しくは複雑なとき、審理若しくは処理が著しく長期にわたるとき、又は受任後同様の事情が生じたときは、弁護士費用を増額することができる。

第4条 中途解約時の弁護士費用

事件等の処理が、解任、辞任又は委任事務の継続不能により、途中で終了したときは、依頼者と協議のうえ、委任事務処理の程度に応じて精算す

る。

第5条 事件処理の中止

依頼者が着手金、手数料又は委任事務処理に要する実費等の支払を遅滞したときは、事件等に着手せず又はその処理を中止することができる。この場合、事件等に着手せずまたはその処理を中止した旨依頼者に通知する。

第6条 相殺

依頼者が弁護士費用又は立替実費等を支払わないときは、依頼者に対する金銭債務と相殺し又は事件等に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さないでおくことができる。

第7条 弁護士費用の支払時期

着手金は、事件等の依頼を受けたときに、報酬金は、事件等の処理が終了した時に、その他の弁護士費用は、この基準に特に定めのあるときはその規定に従い、特に定めのないときは依頼者との協議により定められたときに、それぞれ支払いを受ける。

ただし、全ての事件等の処理が終了する前に、相手方等から当法人の口座に入金があった場合には、全ての事件等の処理が終了する前であっても、その時点で発生している弁護士費用等及び実費等の精算をすることができる。

以上